

令和7年度第13回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和7年度第13回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は14名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、■番■、■番■両委員にお願いします。
議案第1号	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地利用状況調査による非農地承認について」原案通り承認することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、原案通り承認することとします。
議案第2号	議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義ない旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第3号	議長	続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-16の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。

	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号3-16について、報告します。場所は■から■へ■の■という場所にあります。3月18日に■農業委員と譲受人の■同行のもと調査しました。譲渡人は、町外に在住しており、遠方で耕作困難なため、譲渡するとのことです。譲受人は現在も申請地を耕作されており、譲渡人との間柄は■で、合意により、今回所有権移転の申請をされました。申請者につきましては、現在意欲的に営農に取り組まれており、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして3-17の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号3-17について、報告します。場所は■から■へ■の■の場所にあります。3月19日に■農業委員と譲受人の■同行のもと調査しました。申請者である譲受人は、20年前より今回の申請地を利用権設定により耕作をされていましたが、譲渡人との合意により、今回所有権移転の申請をされました。申請者につきましては、現在意欲的に営農に取り組まれており、息子さんもおられ、今回の申請も規模拡大のためですので、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして3-18の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号3-18について、報告します。場所は■から■へ■の■の場所にあります。3月14日に■農業委員と代理人の■同行のもと調査しました。譲渡人は、遠方に住んでおられ、農地の管理が難しくなつたため、譲渡するとのことです。譲受人は耕作面積拡大のため、以前から農地を探しておられ、自宅から近く、耕作に便利のため、今回所有権移転申請をされました。申請者につきましては、現在意欲的に営農に取り組まれており、今回の申請も規模拡大のためですので、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続きまして3-19の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号3-19について、報告します。場所は■から■へ■の■の場所にあります。3月19日に■農業委員と調査しました。当日、申請者の譲受人におかれましてはお仕事でご不在でしたので、後日、3月23日に申請について確認しました。譲渡人は、居住地が遠方であり、耕作困難であるため、譲渡するとのことです。譲受人は、じゃがいも、さつまいもをある程度の規模で作りたいと思われており、自宅から近く、耕作に便利のため、今回所有権移転申請をされました。申請者につきましては、管理機を購入予定で、インターネットの動画で学んで営農されるとのことです。所有権移転されても、何</p>

		ら問題ないものと思われます。申請地の周辺の雑木等を伐採されており、耕作意欲を感じました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時22分

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和8年4月28日

会長

■番
■委員

■番
■委員